

## 中野市市民意見提出手続実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市の重要な政策案、計画案等(以下「計画案等」という。)について、その政策形成過程の情報を公表し、広く意見、提案等(以下「意見等」という。)を求めため市民意見提出手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「実施機関」とは、市長及び教育委員会をいう。

2 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に勤務する者
- (3) 市内に在学する者
- (4) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

### (対象)

第3条 この要綱の対象となる計画案等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の政策の基本的な方針を定める計画の策定及び変更
- (2) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (3) 審議会等の諮問事項
- (4) その他実施機関が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するものは、本手続を実施しないことができる。

- (1) 地方税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの
- (2) 定型的又は経常的なもの
- (3) 軽易なもの
- (4) 緊急性を伴うもの

### (意見提出者)

第4条 市民等は、意見等を提出することができる。

### (計画案等の公表内容)

第5条 実施機関は、計画案等の立案をしようとするときは、あらかじめ意思の決定を行う前に、次に掲げる情報を公表するものとする。

- (1) 意見等の提出先、提出方法及び提出期限
- (2) 計画案等及びその概要
- (3) その他参考資料

( 計画案等の公表方法 )

第 6 条 実施機関は、前条の規定による計画案等及び関係資料の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 広報紙への掲載
- (2) ホームページへの掲載
- (3) 本庁及び支所での閲覧
- (4) その他実施機関が必要と認める方法

( 意見等の提出 )

第 7 条 実施機関は、計画案等の公表後、市民等が意見等を提出するのに必要な期間として、1 月程度の期間を確保するものとする。

2 意見等の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール等の文書によるものとし、提出に当たっては、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名）及び電話番号を明示するものとする。

3 実施機関は、計画案等についての意見等を提出した者又は団体の名称及びその他個人又は団体が特定される事項を公表するときは、本人の承諾を得るものとする。

( 意見等の聴取 )

第 8 条 実施機関は、前条に掲げる意見等の提出に加え、実施機関が必要と認めた場合は、市民等の意見等の聴取の機会を設けるよう努めるものとする。

( 意見等の取扱い及び公表 )

第 9 条 実施機関は、提出された意見等を考慮し、計画案等についての意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、提出された意見等及び意見等に対する実施機関の考え方を公表するものとする。ただし、提出された意見等の公表により、意見等を提出した個人又は団体の権利、利益等を害するおそれがあるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 意見等及び実施機関の考え方の公表は、第 6 条の方法による。

( その他 )

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。